

令和4年度

経

営

所

得

安

定

対

策

等

の

概

要

～農業者の皆様へ～



目 次

I 経営所得安定対策等の概要 1

1 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者 3

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 5

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） 8

4 水田活用の直接支払交付金 1 3

5 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 2 2

6 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト 2 3

7 加工用米及び新規需要米の取組計画の申請 2 4

8 経営所得安定対策等の実施体制 2 8

9 本対策に加入する農業者の皆様へ 2 9

10 対策の加入申請・交付手続き 3 0

11 交付金の交付スケジュール 3 5

12 農業経営基盤強化準備金制度 3 6

II 収入保険・農業共済等の概要 3 7

1 収入保険 3 7

2 農業共済 4 0

3 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP 4 1

III 需要に応じた生産・販売 4 2

IV 申請手続きの電子化 4 7

問い合わせ先一覧 4 9

経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【水田・畑地共通】

（所要額：2,058億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件については、3～4ページを参照してください。

数量払

生産量と品質に応じて交付

【令和2年産～4年産の平均交付単価】 ※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,710 円/60kg	はだか麦	9,560 円/60kg	でん粉原料用ばれいしょ	13,560 円/ t
二条大麦	6,780 円/50kg	大豆	9,930 円/60kg	そば	13,170 円/45kg
六条大麦	5,660 円/50kg	てん菜	6,840 円/ t	なたね	8,000 円/60kg

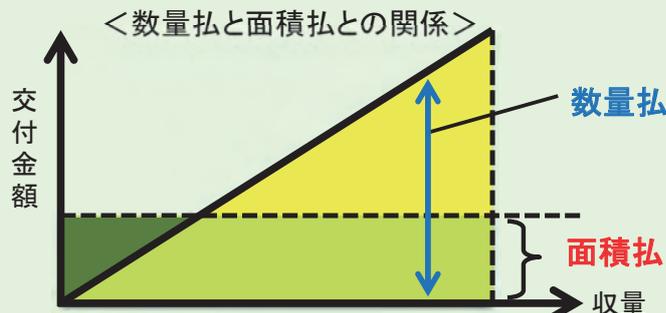
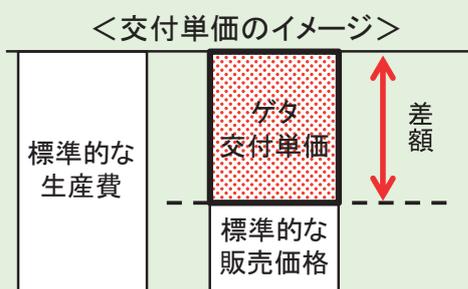
注1：てん菜の基準糖度は、16.6度

注2：でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.7%

面積払

当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

20,000円/10a（そばは、13,000円/10a）



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：683億円）

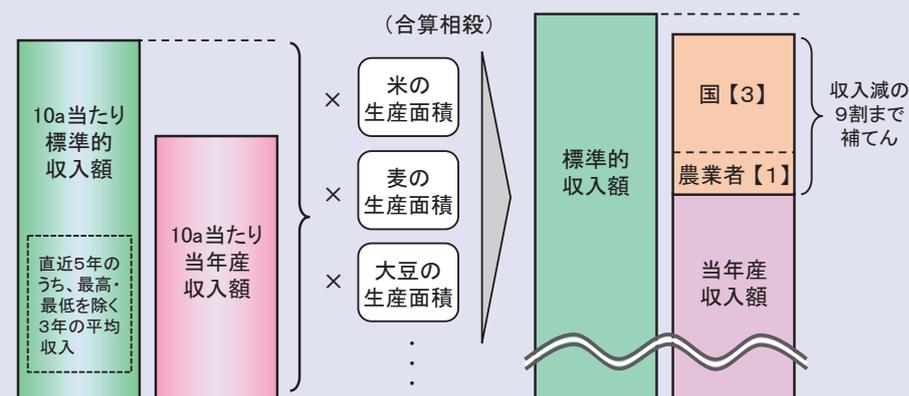
【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件については、3～4ページを参照してください。

〔 都道府県等地域単位 〕

〔 農業者単位で算定 〕

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。
（農業者と国が1対3の割合で拠出）
積立金は掛け捨てではありません。



水田活用の直接支払交付金

戦略作物助成

(令和4年度予算概算決定額: 3,050億円)

対象作物※ ¹	交付単価
麦、大豆、飼料作物※ ²	35,000円/10a※ ³
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円~105,000円/10a※ ⁴

※¹ 基幹作のみ対象 ※² 飼料用とうもろこしを含む

※³ 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※⁴ 過去実績から標準単収以上の収量が確実だったと認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価(8万円/10a)で支援

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物定着促進支援 (20,000 (30,000※¹) 円/10a × 5年間) (②とセット)
- ② 高収益作物畑地化支援 (175,000円/10a※²)
- ③ 子実用とうもろこし支援 (10,000円/10a)

※¹ 加工・業務用野菜等の場合

※² 令和5年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※^{1~3}

※¹ 基幹作のみ対象

※² 予算(20億円)の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

※³ 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

注3: 水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田における対象作物の作付が対象です。

経営所得安定対策等推進事業等

(令和4年度予算概算決定額: 73億円)

【令和3年度補正予算額: 17億円】

システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

また、都道府県(農業再生協議会)への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

1

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

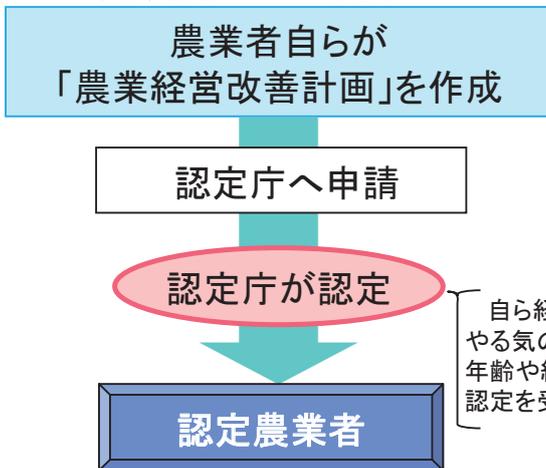
ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も2要件（4ページを参照）ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

まだ加入されていない方は、令和4年産に向けて認定農業者等になって、対策に加入することをご検討ください。

(1) 認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、自らが行う農業経営の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、認定庁※に申請します。認定庁は、その計画の内容が、営農範囲（農用地又は農業生産施設が所在する区域）の市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか等を審査し、認定します。

～認定までの流れ～



※ 認定庁

市町村	県	国
営農範囲が単一市町村の区域内のケース	営農範囲が市町村をまたがるケース	営農範囲が県をまたがるケース

自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模を問わず、認定を受けることができます。

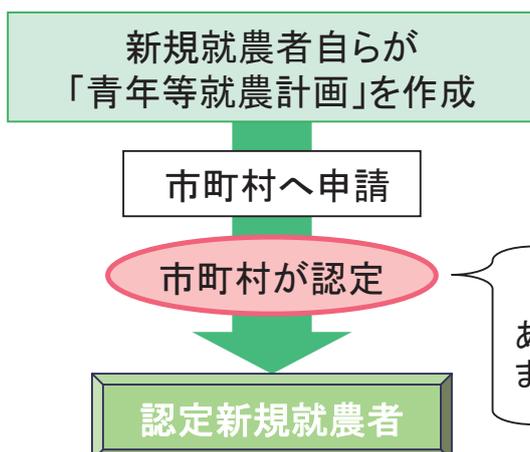


「農業経営改善計画」の書き方、経営内容の分析などは、市町村、農協、普及指導センター等がサポートしてくれるんだ！

(2) 認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか、審査し、認定します。

～認定までの流れ～



「青年等就農計画」の書き方、経営内容の分析などは、市町村、普及指導センター、青年農業者等育成センター、農協等がサポートしてくれるんだ！

既に農業経営を開始している方でも、経営開始5年以内であれば、青年等就農計画を作成し、認定を受けることができます。

(3) こんな集落営農が対象になります

集落営農のゲタ・ナラシ対策の要件については、以下の2要件（「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」）です。

また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、各市町村が確実に行われると判断するものとします。

組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象品目について組織名義で出荷し、③その販売代金等を組織の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農(特定農業団体を除く。)は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。

必要に応じ
書類を提出

通知

市町村が判断



集落営農の法人化の取組への支援があるよ！
手続等については、市町村にお問い合わせください。

都道府県レベルに経営相談体制が整備されているので、集落営農の経営改善や多角化、組織合併などの取組に際し、経営診断を受けたり専門家に助言を求めたりするのに活用しよう！

※ 市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局等に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の**加入申請期限は6月30日まで**となりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。

なお、申請手続については、30～34ページを参照してください。

また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続をお願いします。

(所要額：2,058億円)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。交付対象者の要件については、3～4ページを参照してください。

(1) 数量払 【交付単価は令和2年産～4年産に適用】

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

注1：播種前に農協等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本となります。

注2：麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象なりません。

注3：てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

注4：麦、大豆、そばについては、農産物検査又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認をし、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

② 交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

小麦

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	8,810円	8,310円	8,160円	8,100円	7,650円	7,150円	7,000円	6,940円
上記以外	6,510円	6,010円	5,860円	5,800円	5,350円	4,850円	4,700円	4,640円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分(等級)	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	6,840円	6,420円	6,300円	6,250円	5,980円	5,560円	5,430円	5,380円
六条大麦 (50kg当たり)	5,970円	5,550円	5,420円	5,370円	4,940円	4,520円	4,400円	4,350円
はだか麦 (60kg当たり)	9,980円	9,480円	9,330円	9,240円	8,410円	7,910円	7,760円	7,680円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	3等又は 3等相当
普通大豆	10,830円	10,140円	9,460円

品質区分 (等級)	合格又は 合格相当
特定加工用 大豆	8,780円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円	6,840円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.7%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	+64円	13,560円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等又は 1等相当	2等又は 2等相当
そば	13,800円	11,690円

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ きらきら銀河 キラリボン ナナシキブ	その他の品種
なたね	8,020円	7,280円

(参考) 平均交付単価

対象作物	平均交付単価
小麦	6,710 円/60kg
二条大麦	6,780 円/50kg
六条大麦	5,660 円/50kg

対象作物	平均交付単価
はだか麦	9,560 円/60kg
大豆	9,930 円/60kg
てん菜	6,840 円/ t

対象作物	平均交付単価
でん粉原料用 ばれいしょ	13,560 円/ t
そば	13,170 円/45kg
なたね	8,000 円/60kg

【算定式】

10a当たり生産費

(直近3年平均)

平均交付単価

=

単収

(直近7年中最高・最低を除く5年の平均)

販売価格

(直近5年中最高・最低を除く3年の平均)

※ 面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

※ 交付単価は、消費税率の改定(8%→10%)に伴い、免税事業者等において生じる生産コストの増加分を加算した額を全ての交付対象者に適用しているもので、消費税の課税事業者に対する交付金交付のあり方については検討していきます。

◎ 令和3年産から農産物検査によらない品質区分の確認を実施した場合も、交付対象としています。



※ 交付申請者は、交付申請書に申出書・承諾書を添付の上、最寄りの地域農業再生協議会又は地方農政局等へ、原則として生産年の6月30日までに提出してください。

※ 品質確認主体とは、登録検査機関が農産物検査を実施する際に必要となる器具機材を所有し、品質区分の確認(農産物検査の格付けと同等)を適正に行う能力を有することを国が確認した組織・個人等をいう。

(2) 面積払（営農継続支払）

① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

② 交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

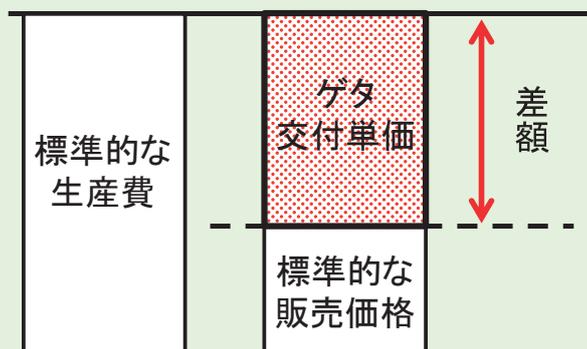
20,000円 / 10a（そばは、13,000円 / 10a）

※ 面積払は、自然災害により当年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあって、交付されます。

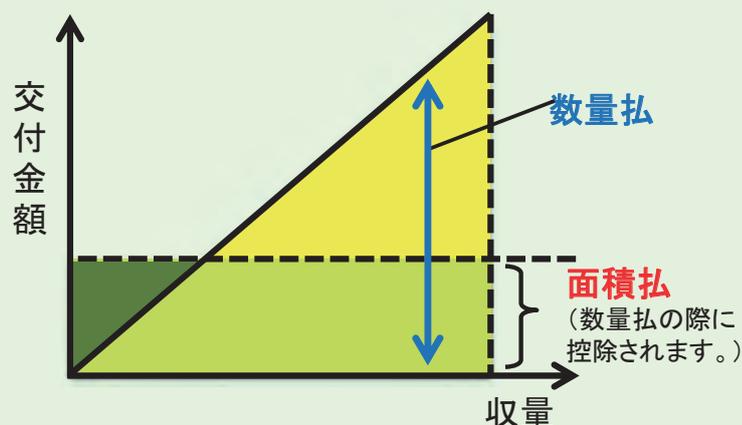
③ 交付対象者

対象作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

交付単価のイメージ



数量払と面積払との関係



- 面積払については、単収^(※)が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書とその証拠書類の提出があり、自然災害等の合理的な理由があることの確認ができない限り、返還または不交付となりますのでご注意ください。
- 申請されている面積払について、交付後に返還となる可能性が高いと判断される場合、生産量の確定後、低単収となった理由書等を確認の上、面積払の交付を判断します。

※ 単収は、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出します。

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：683億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

※ 交付対象者の要件については、3～4ページを参照してください。

【対象農産物】

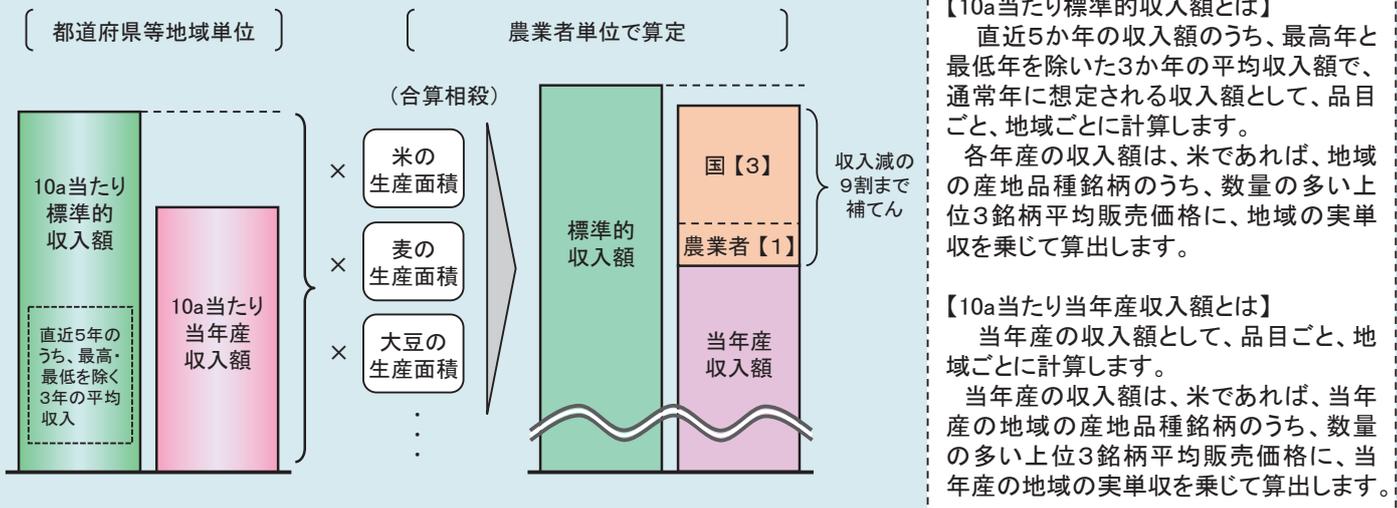
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

（1）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。



収入保険・農業共済との関係

＜収入保険＞
→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償
※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

＜農業共済＞
→自然災害等による収穫量の減少を補償

又は +

＜ナラシ対策＞
→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

- ・ 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます（重複加入はできません。）。
- ・ ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※ 収入保険についての詳細は、37～39ページを参照してください。

(2) ナラシ対策への加入から補てん金支払までの流れ

① 加入申請（積立て申出）【令和4年4月1日～6月30日】

- 農業者は、交付申請書(様式第1号)の裏面(32ページ参照)に、令和4年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、地域農業再生協議会又は地方農政局等に提出してください。
- ⚠ 令和4年産からは、米を生産する予定の場合、出荷・販売契約数量等報告書(新様式)の提出も必要となります(11ページ参照)。

② 積立金の納付【令和4年5月下旬～8月31日】

- 積立額は、国が①の生産予定面積等に基づいて農業者ごとに算定し、通知します。
- 農業者は、国からの通知に基づき、標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額(10%コース)又は20%の収入減少に対応する積立額(20%コース)のいずれかを選んで積立金を納付※してください。

※ 令和4年産から、積立金の納付期限は8月31日となります。

20%コースを選択した場合で前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額を納付します。

農業者の積立額(20%コースを選択した場合)

$$= \text{積立基準収入額(品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ \times \mathbf{4.5\%} (20\% \times 9割 \times 1/4^{(注)})$$

(注) 農業者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担(積立額)となります。

③ 補てん金の交付申請【令和5年4月1日～5月1日】

- 補てん金は、収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量(11～12ページ参照))に基づき、支払われます。
- 農業者は、5月1日までに、ナラシの交付申請書(様式第10-1号)とともに生産実績数量の確認書類を地方農政局等に提出してください。

④ 積立額の確定【令和5年5月下旬～6月頃】

- 積立額は、国が③の生産実績数量を地域の令和4年産単収で換算した面積(面積換算値)に基づいて再計算し、確定します。
- 再計算した積立額が②の積立額よりも少ない場合は、②の積立額との差額が返納され、多い場合は②の積立額が確定した積立額となります。

⑤ 補てん金の算定・支払【令和5年5月下旬～6月頃】

- 補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定し、支払います。
- 地域の令和4年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除します。

補てん金の額

$$= (\text{標準的収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ - \text{当年産収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり当年産収入額」の合計)}) \\ \times 9割 - \text{共済金相当額}$$

(3) 積立額及び補てん額の算定例

※ 20%コースを選択した場合



①～② 積立額（加入時）の算定例

品目	Aさんの生産 予定面積 (ha) ①	地域の10a当たり 標準的収入額 (円/10a) ②	Aさんの積立基準 収入額(円) ③=①×②	Aさんの 積立額(円) ④=③×4.5%
米	6	125,000	7,500,000	337,500
大豆	4	20,000	800,000	36,000
計			8,300,000	373,500

加入時(予定)

生産予定面積

米 6ha

大豆 4ha

Aさんは
373,500円を
積み立てます※。

※ 前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額となります。

③～④ 積立額（確定）の算定例

品目	Aさんの 生産実績 数量 (kg) ⑤	地域の 当年産単収 (kg/10a) ⑥	面積換算値 (ha) ⑦=⑤÷⑥	Aさんの 標準的 収入額(円) ⑧=⑦×②	Aさんの 積立額 (確定)(円) ⑨=⑧×4.5%
米	25,000	500	5	6,250,000	281,250
大豆	8,000	200	4	800,000	36,000
計				7,050,000	317,250

交付時(確定)

生産実績数量

米 25,000kg

大豆 8,000kg

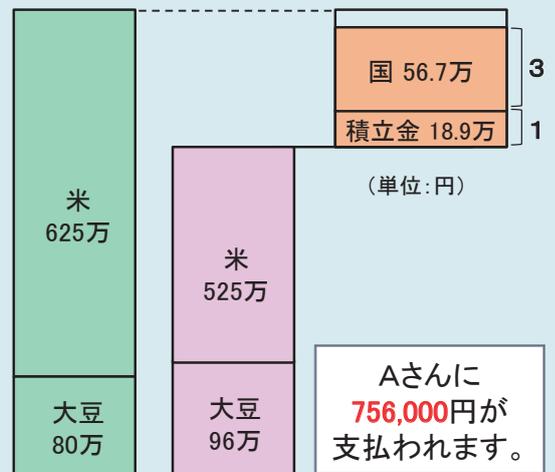
Aさんに
56,250円が
返納されます。

(373,500 - 317,250 = 56,250)

⑤ 補てん額の算定例

品目	面積換算値 (ha) ⑦	地域の10a当たり 当年産収入額 (円/10a) ⑩	Aさんの当年産 収入額(円) ⑪=⑦×⑩
米	5	105,000	5,250,000
大豆	4	24,000	960,000
計			6,210,000

標準的収入額 705万
当年産収入額 621万
補てん額 75.6万



Aさんに
756,000円が
支払われます。

Aさんの 収入差額(円) ⑫=(⑧-⑪)×9割	うち、国からの 補てん額(円) ⑬=⑫×3/4	うち、積立金からの 補てん額(円) ⑭=⑫×1/4
756,000	567,000	189,000

※ 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

補てんに充てられなかった積立金の残額(128,250円(⑨-⑭))は、
翌年産の積立金の一部に充当されます。

(4) ナラシ対策の補てん対象（生産実績数量）

- **令和4年産**から、ナラシ対策の**補てん対象となる米**は、需要に応じた米生産を後押しする観点から、**農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等**となります。
- このため、米を生産する予定の農業者は、**加入申請時（生産年の6月30日まで）**に、「**出荷・販売契約数量等報告書**」の提出が**新たに必要**となります。

米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの（種子は除く）で、

- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、**生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び**、翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したものの
- (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、**生産年の6月30日までに販売計画を作成し**、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたものが対象です。

麦、大豆等

ゲタ対策（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの（生産年6月30日時点）。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米： **取引先ごとの契約数量**
- (2) (1)以外へ直接販売する米： **販売チャネル（①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他）ごとの計画数量及び前年実績**

（抜粋イメージ） 出荷・販売契約数量等報告書

- (1) J A 等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
J A ○ ○	○ ○ kg
▲ ▲ 商店	▲ ▲ kg

- (2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	(参考) 前年実績
①卸・小売	○ ○ kg	○ ○ kg
③消費者	▲ ▲ kg	▲ ▲ kg

注1) (1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。

注2) (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となっているように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることがあります。

出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料

- 収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績（生産実績数量）は、農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象となります。
- この場合、米については、農産物検査結果通知書に代え、主食用として販売された米の数量等を確認できる書類を追加で提出していただくことが必要です。
（麦、大豆等の米以外品目は、ゲタ対策の数量払と同じです（5ページ参照）。）

農産物検査で格付けされた米	それ以外の米
<ul style="list-style-type: none"> ○ 出荷・販売した数量を確認できる書類（販売伝票等） ○ <u>農産物検査結果通知書（3等以上）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出荷・販売した数量を確認できる書類（販売伝票等） ○ <u>販売先において主食用途とすることが決定していることが確認できる書類</u>（販売先の確約書又は契約書等） ○ <u>1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類</u>（1.70mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等） ○ <u>水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類</u>（水分含有率16.0%以下であることを明記した販売伝票等） ※醸造用玄米は都道府県ごとに設定 ○ <u>産地、品種※、産年が確認できる書類</u>（種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等） ※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る

注）確認書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

出荷・販売実績が加入申請時の契約・計画数量と異なる場合（当面の取扱い）

(1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米

⇒ 原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量がナラシ対策で補てん対象とする生産実績数量の上限となります。

ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。

(2) (1)以外へ直接販売する米

⇒ 実需と結びついているため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量がナラシ対策で補てん対象とする生産実績数量となります。

4 水田活用の直接支払交付金

(令和4年度予算概算決定額：3,050億円)

水田で食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者を支援します。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田※で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

- ※ 交付対象水田
- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
 - ・ 現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない方針

(2) 支援内容

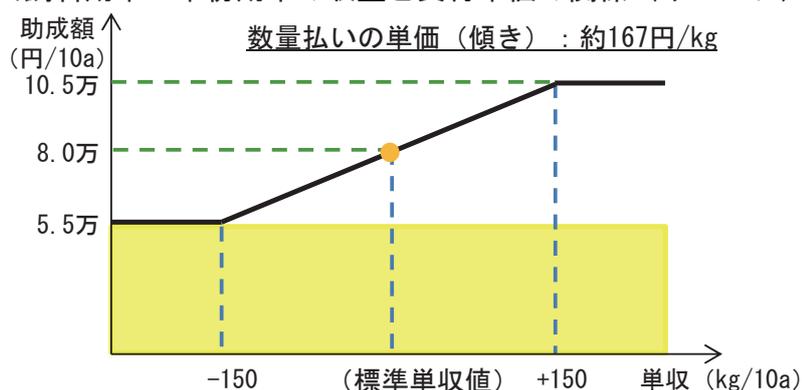
① 戦略作物助成

➤ 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

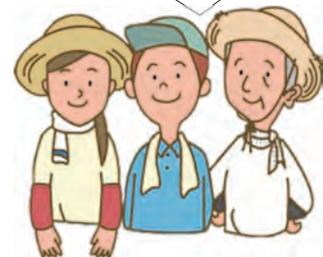
対象作物※ ¹	交付単価
麦、大豆、飼料作物※ ²	35,000円/10a※ ³
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a※ ⁴

- ※¹ 基幹作物のみ対象 ※² 飼料用とうもろこしを含む
 ※³ 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援
 ※⁴ 過去実績から標準単収以上の収量が確実に認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価（8万円/10a）で支援

＜飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）＞



収量が増えるほど助成額が増えるのかあ…
努力が報われる仕組みだね！



- ・ 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法※により助成対象数量が確認できることを条件とします。 ※ ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認
- ・ 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

＜標準単収値の作柄調整の考え方＞

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり平均収量}}$$

(小数点以下切り上げ)

② 産地交付金

基本的運用

- 「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して以下を追加配分します。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物※の作付け（基幹作のみ）	20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	10,000円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和2年・3年からの継続分のみ）	6,000円/10a

※ 有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

助成内容の設定

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。
 - ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
 - ② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと（例：品位の低いもののみへの加算）
 - ③ 主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わないこと 等

適切な使途設定の徹底

- 単価設定の根拠を明示
各地域の主食用米の所得水準等に照らした適切な単価設定を行うこと
- 取組の定着度に応じた適切な支援年限の設定など、作付転換等の推進に効果的なものとなるよう支援内容を継続的に見直し
 - ・ 必要以上の期間にわたって、同一品目を同単価で支援しない
 - ・ 転換初年度の単価を高くし、2年目以降は引き下げる 等

水田収益力強化ビジョン

- 「水田フル活用ビジョン」を発展させ、高収益作物の導入等による収益力強化や、畑地化を含む水田の有効利用を含め、産地としての課題と対応方向等を明確化したものです。

○ 主な規定項目

- ・ 作付の現状、地域が抱える課題
- ・ 高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標
- ・ 畑地化を含む水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標
- ・ 作物毎の取組方針（課題、生産性向上等に向けた取組、需要の確保・開拓に向けた取組、活用施策等）
- ・ 作物毎の3年以内の作付予定面積等

○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- ・ 課題、支援対象作物、支援単価、具体的な要件
- ・ 使途毎の3年以内の目標（課題の達成状況が評価可能な定量的な目標） 等

※ 都道府県段階及び地域農業再生協議会での検討を経て作成の上、都道府県から国に提出

※ 各都道府県・地域における産地交付金による助成内容（対象作物・単価・要件等）の概要を含め、各都道府県・地域の水田収益力強化ビジョンを公表

県設定産地交付金

1. 新規需要米生産性向上等の取組への加算

新規需要米の作付けに当たって、農業者のコスト低減や作業の効率化等の取組に対して配分します。

対象作物	配分単価
飼料用米、米粉用米、WCS 用稲、新市場開拓用米*（飼料用米・米粉用米を除く、内外の米の新市場の開拓を図ると判断される用途に供される米） *新市場開拓用米については、令和4年産における水田リノベーション事業採択分の面積は、本加算対象外となります。	5,000 円以内 / 10a

○取組条件の詳細

- ・次のうちいずれか1つに取り組みれば加算の対象とします。
- ・次の確認書類等により交付申請者の取組を確認するほか、必要に応じて適宜、各地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。

取組条件	具体的内容	確認書類等	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻種子の温湯種子消毒（60℃・10分等）を行う。 ・ 温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 作業写真
	低成分肥料施肥	土壌診断に基づく低成分肥料（窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料）を利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 診断結果 ・ 購入伝票
	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 購入伝票

コスト低減の取組	疎植栽培	50 株 / 坪 以下 (株間 22cm以上) で田植えする。	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 栽培写真
	立毛乾燥	<p>通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から 1 週間以上。</p> <p>成熟期の目安 あきたこまち：出穂後 30 ～ 35 日 コシヒカリ：出穂後 35 ～ 40 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 作業写真
	フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 出荷伝票
作業の効率化	連坦化	概ね 2 ha 以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 圃場位置図
	共同乾燥調製施設 (CE・RC)の活用	品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	<ul style="list-style-type: none"> 使用料の明細
	人・農地プランに掲げられた担い手 (農地の集積)	各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積している。	<ul style="list-style-type: none"> 人・農地プラン 営農計画書
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 規約 (写) 通帳 (写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員であること。	<ul style="list-style-type: none"> 規約 (写) 組合員名簿
	共同計算の取組	代理受領するための共同計算を行う地域の取組主体 (生産者団体・集出荷団体等) の組合員であること。	<ul style="list-style-type: none"> 出荷契約書 (写) 組合員名簿
WCS 用稲専用品種の導入		<p>(稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル (令和 2 年 3 月) 及び令和 4 年播種用飼料用イネの栽培と品種特性掲載品種)</p> <p>うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票 自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票

2. 加工用米の複数年契約の取組への加算

加工用米の作付けに当たって、次の要件を満たす農業者の3年以上の複数年の販売契約の締結に対して配分します。

契約主体：生産者と集出荷団体（又は実需者）

契約内容：複数年契約の期間における各年産の契約数量

契約不履行に対する違約条項

対象作物	配分単価
加工用米	6,000 円以内 / 10a

3. 園芸作物等転換加算

経営体ごとにみて、前年産より水稻（主食用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、WSC 用稲、加工用米）の合計面積が減少し、かつ、次の園芸作物等の面積が拡大した農業者に対して、水稻の減少面積を上限としたうえで、園芸作物等の拡大面積に応じて配分します。

対象作物	配分単価
かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、地域特認作物	25,000 円以内 / 10a

※地域特認作物は、各地域農業再生協議会の要望を踏まえ、県の水田収益力強化ビジョンで設定します。

対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者のうちいずれかの担い手

*各メニューの所要額が予算を上回る場合は、交付単価を減額します。

◇各種取組に応じて国から県へ配分される基本的運用部分（14 ページ参照）については以下のとおり配分します。

1. 飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組（令和2年・3年からの継続分のみ）

飼料用米・米粉用米の作付けに当たって、次の要件を満たす農業者の3年以上の複数年の販売契約の締結に対して、取組面積に応じて6,000円/10aを配分します。なお、令和4年度からの新規取組は対象外となります。

契約主体：集出荷団体（又は生産者）と実需者（又は実需者団体）

契約内容：複数年契約の期間における各年産の契約数量

販売価格又は販売価格の設定方法

契約不履行に対する違約条項

また、飼料用米の作付けに当たっては、15～16ページの生産性向上等の取組のうちいずれか1つに取り組むことが必要です。

2. 新市場開拓用米の複数年契約の取組（令和4年産からの新規取組のみ）

内外の新市場の開拓を図る米穀（輸出用米等）の作付けに当たって、次の要件を満たす3年以上の複数年の販売契約に取り組んだ農業者に対して、取組面積に応じて10,000円/10aを配分します。

なお、本支援は、複数年契約初年度である令和4年度の取組に対する支援であり、契約期間中毎年度の継続支援を約束するものではありません。

契約主体：令和4年産から新たに締結された生産者（生産者団体を含む）と需要者

契約内容：複数年契約の期間における各年産の契約数量（※複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること）

販売価格又は販売価格の設定方法

契約不履行に対する違約条項

3. そば・なたねの作付けの取組（基幹作のみ）

そば・なたねを作付けた農業者に対して、作付面積に応じて20,000円/10aを配分します。

4. 新市場開拓用米の作付けの取組（基幹作のみ）

内外の新市場の開拓を図る米穀（輸出用米等）を作付けた農業者に対して、作付面積に応じて20,000円/10aを配分します。

5. 地力増進作物の作付けの取組（基幹作のみ）

有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組^{*}を行う農業者に対して、地域の取組に応じて、20,000円/10aを配分します。

※ 土づくりの取組：セスバニア、ヘアリーベッチ、ソルガムなどの作付

要件：「水田収益力強化ビジョン」に地力増進作物の活用目的等を位置付けた地域協議会ごとにみて、以下①②のいずれの小さい方の面積に応じて配分する。

- ① 水稻作付面積（新市場開拓用米、加工用米除く）の前年度からの減少分
- ② 地力増進作物作付面積（基幹作）の前年度からの増加分

地域設定産地交付金

各地域農業再生協議会の裁量により、地域の作付の現状や課題に応じて、新規需要米や高収益作物等への支援メニュー等を設定します。

③ 水田農業高収益化推進助成

基本的運用

- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援します。
- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

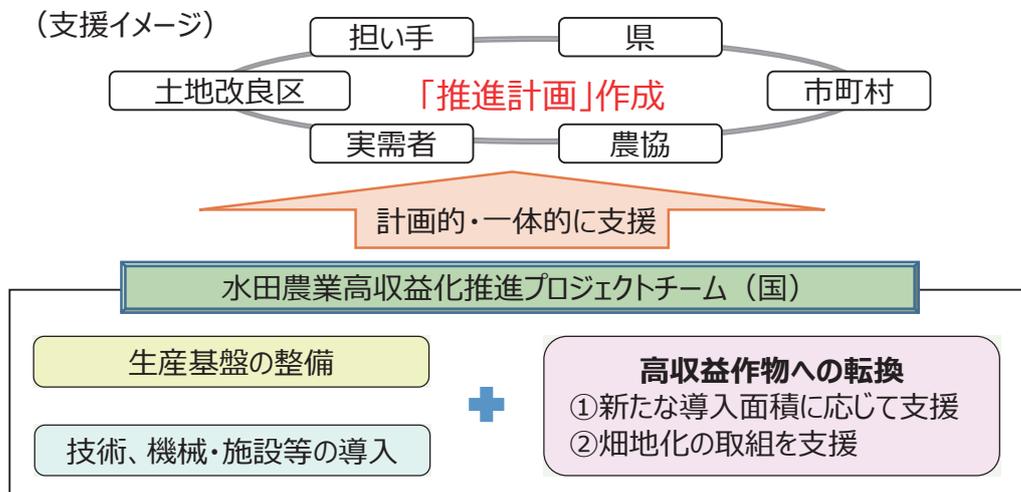
① 高収益作物定着促進支援（20,000（30,000※¹）円/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）

② 高収益作物畑地化支援（175,000円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援※²。

③ 子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※¹ 加工・業務用野菜等の場合

※² 令和5年度までの時限単価。
その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援



水田農業高収益化推進計画

- 「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

④ 水田リノベーション助成

基本的運用

➤ 産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※1～3

※1 基幹作のみ対象

※2 予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

※3 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

（3）令和4年度における水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し全体像

【令和3年度】

①飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算

- ・ 飼料用米・米粉用米の複数年契約加算：1.2万円/10a
- ・ 転換作物拡大加算：1.5万円/10a
- ・ 高収益作物等拡大加算：3.5万円/10a

②地力増進作物への支援

③交付対象水田

- ・ 水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付対象水田から除外

④多年生作物（牧草）に対する支援

- ・ 当年産において播種を行わず収穫のみを行うものも含め、すべての飼料作物を3.5万円/10aで支援

⑤高収益作物畑地化支援

- ・ 品目を問わず17.5万円/10aで支援

⑥産地交付金の運用ルール

- ・ 取組の定着度に応じた単価や支援年限の設定

【令和4年度】

- ・ 取組率が約9割に達し、複数年契約推進の効果が薄れてきているため、経過措置として、継続分（R2～、R3～）を対象に0.6万円/10aを支援
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約加算（1.0万円/10a）を創設
- ・ 拡大加算は、転換拡大を支援する水田リノベーション事業と趣旨が重複するため廃止

- ・ 計画的な地力増進作物による土づくりの取組に対する支援（2.0万円/10a）を創設

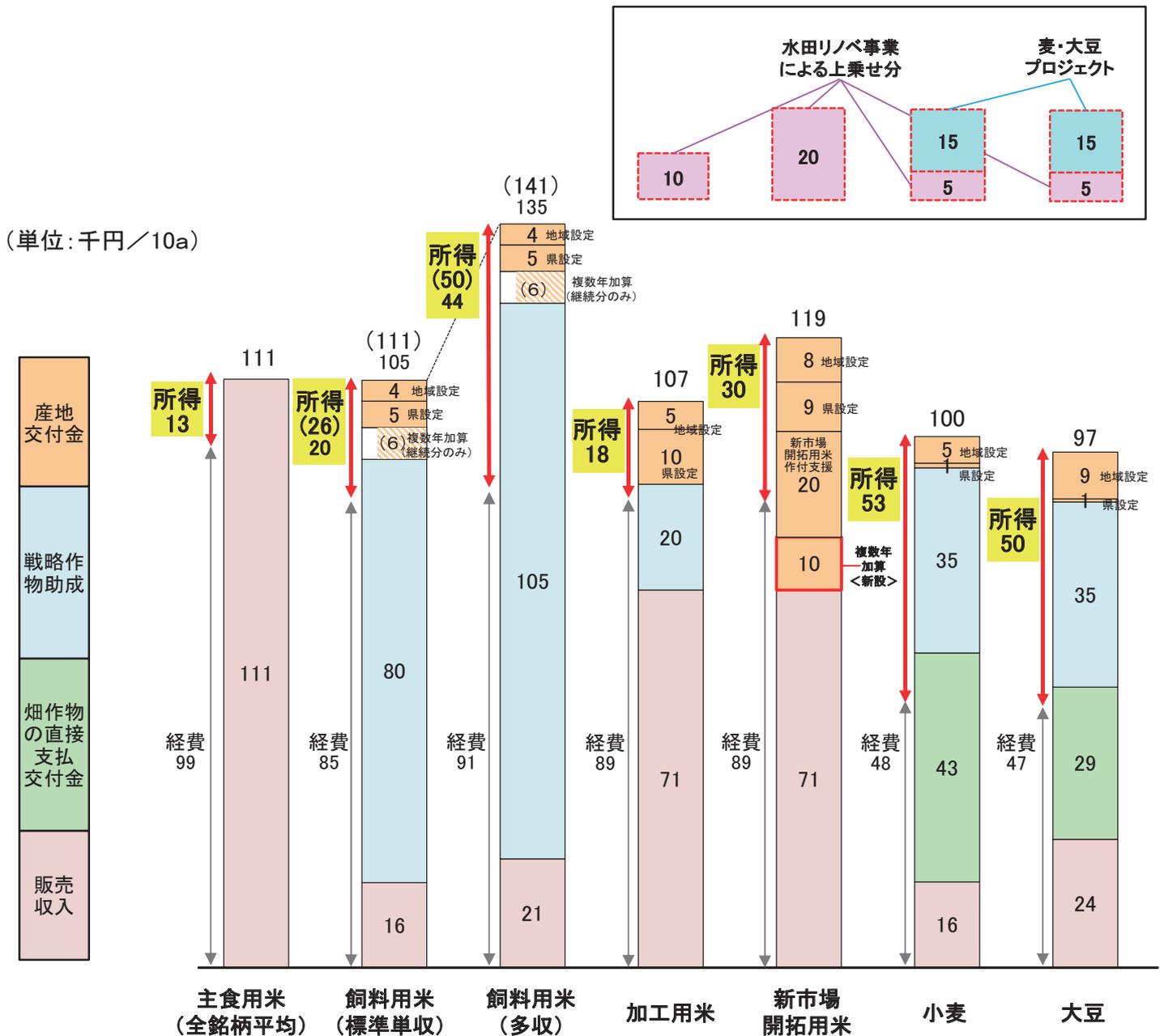
- ・ 現行ルールを再徹底
- ・ 現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は交付対象水田としない方針

- ・ 生産コストを踏まえ、当年産において播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する戦略作物助成の単価を見直し
 当年産において播種から収穫までを行うもの：3.5万円/10a
 当年産において播種を行わず収穫を行うもの：1.0万円/10a

- ・ 高収益作物による畑地化を加速させるため、単価を見直し
 高収益作物 17.5万円/10a
 その他作物 10.5万円/10a

- ・ 現行ルール（取組の定着度に応じた単価や支援年限の設定）を再徹底
- ・ 用途設定の透明性を向上（助成内容の公表）

(参考) 令和4年度の水田における麦、大豆、非主食用米等の所得 (10a当たりのイメージ)



労働時間(時間/10a)	主食用米 (全銘柄平均)	飼料用米 (標準単収)	飼料用米 (多収)	加工用米	新市場開拓用米	小麦	大豆
	23	23	24	23	23	5	7

- 注1) 販売収入
- 主食用米の販売収入は、令和3年産(9~12月)の相対取引価格から算定。
 - 小麦、大豆の販売収入は、平成29年産から令和元年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
 - 飼料用米、加工用米、新市場開拓用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。
- 注2) 産地交付金
- 産地交付金の県設定および地域設定単価については、令和3年計画ベース(5月末)の平均交付単価。
 - 飼料用米の複数年契約加算は令和2年・令和3年からの継続分の取組のみ対象。
- 注3) 経営費及び労働時間
- 経営費は農産物生産費統計の全国平均(小麦、大豆は平成29~令和元年の平均、その他は令和2年)及び聞き取りによる手数料及び流通保管経費等により算定。
 - 飼料用米の単収が標準単収値+150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kg当たりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。
- 注4) 上乗せ支援
- 水田リノベ事業上乗せ分は、水田リノベーション事業の支援単価(麦・大豆・新市場開拓用米:4万円/10a、加工用米:3万円/10a)と戦略作物助成(麦・大豆:3.5万円/10a、加工用米:2万円/10a)・産地交付金(新市場開拓用米:2万円/10a)との差額。
 - 麦・大豆プロジェクトは水田麦・大豆生産性向上事業による団地化推進の要件を満たし、新規に営農技術を導入する面積について、事業に採択された場合に支援(最大1.5万円/10a)。

※ ラウンドの関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

5

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

(令和3年度補正予算額：420億円)

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新(リノベーション)するため、水田リノベーション産地・実需協働プラン※に基づいた以下の取組を支援します。

※ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物(野菜等)、麦・大豆、子実用とうもろこしについて、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

(1) 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 (410億円)

① 支援内容

▶ プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等(②参照)に取り組む場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物※	助成単価
新市場開拓用米、麦、大豆、 高収益作物(野菜等)、子実用とうもろこし	4万円/10a
加工用米	3万円/10a

※ 令和4年産の基幹作が対象

▶ 対象者：水田において対象作物を生産する販売農家・集落営農

② 対象となる主な取組メニュー

※ 品目ごとに3つ以上選択

新市場開拓用米 加工用米	①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり等
麦 (新市場開拓向け 又は加工向け)	①融雪促進 ②新たに導入した品種に応じた栽培管理 ③ふく土・踏圧 ④難防除雑草対策 ⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測 ⑥効率的・効果的な施肥等
大豆 (新市場開拓向け 又は加工向け)	①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業(傾斜均平) ⑦摘心栽培 ⑧畝間冠水等
高収益作物 (新市場開拓向け 又は加工向け)	①生物農薬の導入 ②農薬によらない病害虫対策 ③農薬によらない土壌消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減等
子実用とうもろこし	①排水対策 ②均平作業(傾斜均平) ③堆肥の利用 ④効果的な施肥 ⑤農薬によらない病害虫対策 ⑥生物農薬の活用 ⑦難防除雑草対策 ⑧カビ毒の低減等

※ 支援の対象となった水田の面積は、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(加工用米：2万円/10a、麦・大豆、飼料作物(子実用とうもろこし)：3.5万円/10a)及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分(新市場開拓用米：2万円/10a)の対象面積から除きます。

※ 本事業は、農業経営基盤強化準備金制度の対象ではありません。

(2) 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援 (10億円)

① 支援内容

- ① 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援
プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援します。(補助率：1/2以内)
- ② 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援
新市場開拓用米の複数年契約を産地と結び、輸出等に取り組む実需者による保管施設等の整備を支援します。(補助率：1/2以内)

② 対象施設等

輸出向けパックご飯の製造ライン増設、冷凍野菜製造ラインを国産野菜仕様に切り替える改修、新市場開拓用米等の保管倉庫等の整備

※ 本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

6

麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト

(令和3年度補正予算額・令和4年度予算概算決定額：33.5億円)

水田麦・大豆産地が、団地化・生産性の向上に向け「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成して行う、団地化の推進、営農技術の導入、農業機械等の導入等を支援します。

(1) 水田麦・大豆産地生産性向上事業

① 支援対象

- 対象ほ場：田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田）
- 対象作物：麦（小麦、大麦及びはだか麦）、大豆
- 対象者：農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会等
※受益農業従事者（原則年間150日以上）5名以上
- 採択要件：都道府県・産地で「麦・大豆生産性向上計画」を作成していること等

② 支援内容

- 話し合い等を通じた団地化の推進経費
団地化の推進に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、水田地図のデジタル化などにかかる費用を実費で支援します。
支援の上限額は地域の水田面積に応じて異なります。
50ha未満：50万円以内、50～150ha：100万円以内、150ha以上：150万円以内
※ 北海道の場合の基準面積は6倍になります。
- 営農技術等の導入
生産性向上や需要に応じた生産に向け、技術や品種を導入する場合、その内容に応じて15,000円/10a以内で定額※支援します。
※ 取組内容により単価は異なります。
- 機械・施設の導入
生産性向上等に必要となる機械・施設の購入・リースを支援します。
(1/2以内、5,000万円未満の機械・施設が対象)

(2) 需要に応える安定供給体制の整備

① 麦・大豆保管施設整備事業

- 国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設の整備や、保管施設の整備と一体的に行う処理加工施設の整備を支援します。(1/2以内)

② 麦類供給円滑化推進事業

- 国産麦の供給円滑化に向け、産地・実需の一時保管経費等を支援します。(定額、1/2以内)

③ 麦・大豆利用拡大推進事業

- 国産麦・大豆の利用拡大に向け、商品開発、マッチング等を支援します。(定額、1/2以内)

※ 本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、6月30日までに国に必要な書類を添付した『取組計画』を提出し、取組計画の認定を受けてください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、25ページの『加工用米及び新規需要米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。



取組計画の申請時の留意事項

- 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画申請書」に以下の書類等を添付して**最寄りの農政局等に必ず6月30日までに提出**してください。

期限を過ぎて提出された場合は、取組計画の認定を受けることができません（交付金の対象となりません）ので、**提出期限は厳守**してください。

【「取組計画申請書」に必ず添付する書類】

- ① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で、販売数量などを記載した「**販売に関する契約書の写し**」等
- ② 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した「**買い受けた米を他の用途に転用しないこと**」を誓約した誓約書

【用途や取組内容に応じて提出する書類】

- ① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「**区分管理方式**」を選択する場合、農業者が作成した「**区分管理計画書**」
- ② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した「**ふるい下米等の低品位米を寄せ集めて出荷しないこと**」等を誓約した誓約書
- ③ 米粉用米に取り組む場合、需要者が作成した「**米粉用米の使用実績等整理表**」
- ④ 加工用米に取り組む場合、需要者が作成した「**加工用米の仕入状況等**」
- ⑤ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- ⑥ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。（なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。）

様式等はこちらから

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/>

※ ふるい下米や規格外等の低品位米の発生が想定される場合は、低品位米が生じた際の用途、販売先を「取組計画書」に記載してください。

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取組に当たっては、以下の点に留意してください。



(1) 出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取り組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』**を出荷（※）してください。

※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金の支払ができません。（26ページ参照）
 - ② **主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う『一括管理方式』**で取り組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動による変更を行うことができます。（以下の2参照）
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（27ページ参照）
- 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。

(2) 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動が生じた場合は、以下の算出方法により契約数量を変更することができます。**
 - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
 - ・ **当初の契約数量 × (作柄表示地帯の単収 / 作柄表示地帯の平年単収)**
(上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる)
 - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
 - ・ **当初の契約数量 × (当該農業者の実単収 / 当該農業者の当初の単収)**
 - ③ 自然災害等により減収した場合
 - ・ **当初の契約数量 - (加工用米等生産予定面積 / 全ての水稻作付面積 × 減収量)**
(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量

※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

(3) 加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続き

- 加工用米及び新規需要米は、あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則ですが、
 - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
 - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が行われますので注意してください。

(4) こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

国は、飼料用米等の出荷状況を確認することがあります！



(5) もし、不適正な出荷が行われたら、

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① 名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての交付金を返還
 - ③ 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない（捨てづくりが確認された場合も同様）

などの措置が講じられます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！

食糧法に基づく措置

遵守事項

チェック

- 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示
〔 米粉用米は **粉**、飼料用米は **飼**、加工用米は **加**、その他用途は、その用途に即して輸出用などに表示 〕
 - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック

- 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
- 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則^注が適用されます。

流通ルートの特定

米・種もみ[※]を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※ 米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地、^{※1}数量、年月日、取引先名、米穀の用途^{※2}等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」などの用途を記載

注：50万円以下の罰金

(参考) 米トレーサビリティ法のその他の内容

事業者間[※]における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、産地を商品の容器・包装等に記載することにより伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/

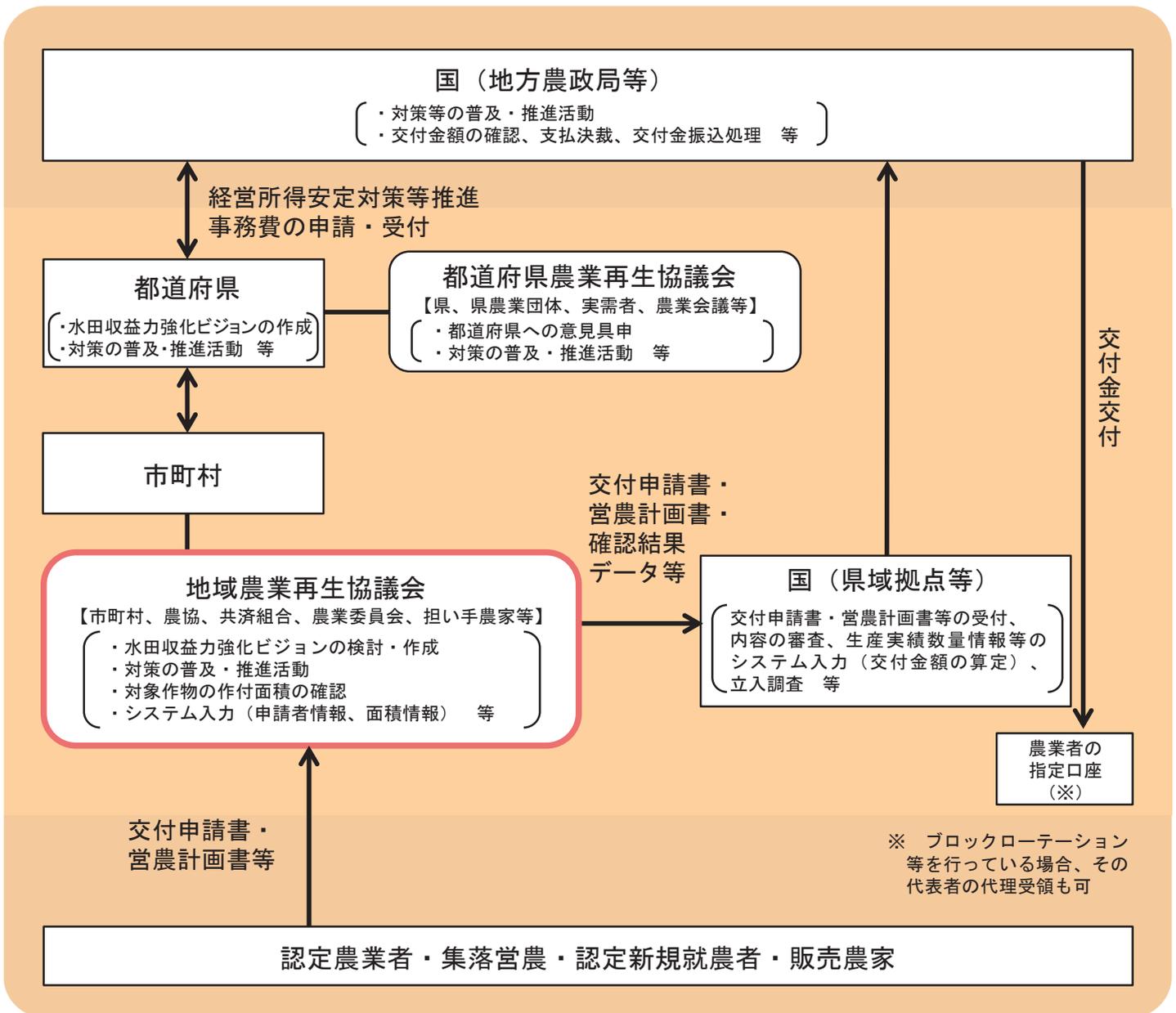
米トレーサビリティ法

検索

立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。ご協力をよろしくお願いいたします。

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みですが、交付金の申請手続・支払事務等が円滑に進められるよう、都道府県・市町村等地域段階において設置されている農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施します。



（参考）農業再生協議会

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たっては、各地域で農業再生協議会を設立し、対策の普及・推進活動、対象作物の作付面積等の確認等を行います。

また、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていただけるよう、戦略作物助成の対象作物の需要に応じた生産振興をはじめ、担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、行政と農業団体、担い手農家等が協力して推進する体制を整備しています。

(1) 適切な生産の徹底について（捨てづくりの防止）

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
 - 新市場開拓用米、加工用米
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（※13ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - その他の作物（ゲタ対策の面積払の交付申請が行われているものを除く）
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
 - ゲタ対策の面積払の交付金
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
- ③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

(2) 農業者年金との重複申請防止について

－ すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ －

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。

農業者年金に関することは、市町村農業委員会にお問い合わせください。

(3) 農業経営の承継等について

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続若しくは、農業経営の承継等に関する手続を行ってください。

- ① 相続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法人化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続に関することは、お近くの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

(1) 「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください

交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を、**6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出する必要があります。**

申請者

農業者



提出先窓口

地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）

※ 申請手続の電子化により、申請者が自宅のパソコンやスマートフォン等で申請を行うことが可能です。（詳細は47、48ページを参照してください。）

交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- ・ 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「**経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項**」を確認していただいた上で、交付申請書を作成してください。
- ・ また、「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第1号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。
- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**
 - (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合**
 - (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないこと**や、正当な理由なく、**出荷・販売をしていないこと**、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - (4) 必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
 - (5) 地方農政局等による立入調査に応じない場合

どちらも重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みください!



様式第1号別添1

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区等

様式第1号(裏面)

⑤ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

令和4年度収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。
※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m ²

本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積を記入してください。

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定 20%の減収に対応した積立金を納付予定

本年の積立コースのいずれかに
☑チェックしてください。

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

確認事項に☑
チェックしてください。

⑧ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

(3) 交付申請書に添付して提出する書類

① 交付対象者であることが確認できる書類

- ・ 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- ・ 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- ・ 特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- ・ 集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類(通帳の写し等)、総会資料の写し(決算書類など)

注1: 前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます(新規・変更がある場合は提出が必要です。)

注2: 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化するなどの場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

② その他(以下に該当する方は、書類が必要です)

- ・ 初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を変更される方及びブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」を提出してください(ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。)

(4) 営農計画書の記載例

印字されている氏名、住所などをご確認ください（押印は不要です）。訂正が必要な場合は訂正してください。

様式第2号

〇〇農政局長 殿(北海道農政事務所長、内閣府沖繩総合事務局長)※地域農業再生協議会長様

年産における農地の利用計画を申請します。

(年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

作成者	フリガナ	ノリウラ タロウ	フリガナ	
	氏名又は法人、組織名	農林 太郎	法人、組織の代表者氏名	
住所	(〒123-4567)		電話	012-345-6789
	東京都千代田区霞が関1-2-1		FAX	
			経営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員) <input type="checkbox"/> 法人

水稲生産実施計画書 兼 営農計

対象畑作物	生産予定面積※1	対象畑作物
小麦	春まき	そば
	秋まき	なたね
二条大麦	37.95	てん菜
六条大麦		でん粉原料用ばれいしよ
はだか麦		収穫後交付を希
大豆	77.87	

※1 ゲタの面積に係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記(1)~(6)を参照の上、記入する。
 (1) 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計。
 (2) 麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦(ビール用麦等)
 (3) 小麦は、「春まき」と「秋まき」に区別した面積。
 (4) 大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。
 (5) そばは、数量払の対象とならない食用植物油用以外のものを除いた面積。
 (6) なたねは、数量払の対象とならない食用植物油用以外のものを除いた面積。
 ※2 「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積の交付を希望する「する」に○を付ける。なお、一部の品目のみ希望する場合は、右下の「記入欄」に○を付ける。なお、一部の品目のみ希望する場合は、右下の「記入欄」に○を付ける。

【農業共済加入状況(加入予定)記入欄】
 加入している又は加入予定の場合は「○」を記入してください。

加入している又は加入予定の場合は「○」を記入	農業共済	畑作物共済
水稲	○	○
麦	○	○
大豆	○	○
そば	○	○
てん菜	○	○
でん粉原料用ばれいしよ	○	○

高収益作物定着促進支援	開始年	R2	R3	R4
対象面積		a	50 a	

【水田農業高収益化推進助成】
 水田農業高収益化推進助成の高収益作物定着促進支援に取り組む場合は、開始年ごとに対象面積を記入してください。

【交付対象農地区分】
 水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」です。畑地は「3」です。地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

農地の番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分(注2)	水稲作付最終年(注3)	作期	面積(本地面積)	作物作付面積(注4)	作物名(注5)	は種の有無(注8)	自家消費該当	多収品種(注7)	品種名	地権者(権原を住所)
0001	001	上野1	1	1	80.25	80.25	主食用米					
0002	001	上野2	1	1	11.29	11.29	飼料作物(子実用とうもろこし)					
0003	001	上野3	1	1	41.29	41.29	WOS用稲					
0004	001	上野4	1	1	100.25	100.25	飼料用米			1	タカナリ	
0005	001	上野5	2	1	40.22	40.22	大豆					
0006	001	上野6	1	1	17.55	17.55	小麦					
0006	001	上野6	1	2	17.55	17.55	そば					
0007	001	中野1	2	1	6.23	6.23	白菜	○				
0008	001	中野2	1	1	12.29	12.29	ブルーベリー					
0009	001	中野3	1	1	30.33	30.33	なたね					
0010	001	中野4	1	1	37.45	37.45	大豆					
0011	001	中野5	1	1	50.25	50.25	キャベツ					
0012	001	中野6	1	1	33.33	33.33	調整水田					
0013	001	下町1	1	1	26.11	26.11	飼料用米・生もみ					
0014	001	下町2	3	1	26.40	26.40	小麦					
0015	001	下町3	1	1	30.11	30.11	加工用米					
0016	001	下町4	1	1	50.22	50.22	新市場開拓用米					
0017	001	下町5	1	1	40.10	40.10	飼料作物(牧草)	○				

【作期】
 二毛作の場合は「2」となります。例えば、小麦を基幹作物とし、そばを二毛作とするときは、小麦の作期を「1」、そばの作期を「2」と記入してください。

【水稲作付最終年】
 前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください。(ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要)
 例えば、令和4年度に水稲を作付けた場合には、令和5年度の営農計画書提出時に「R4」と記入してください。

【作物名、は種の有無】
 作物として牧草が該当する場合、作物名には飼料作物(牧草)と記入し、当年度において、は種を行う場合には、は種の有無の欄に「○」を記入してください。

(注12) 高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取り組む場合は、○を記入する。

(注13)

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください(記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要な場合は訂正してください。)

11 交付金の交付スケジュール

(1) 交付金に関するスケジュール（予定）

	令和4年												令和5年								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
申請手続 交付金の 交付				交付申請書、 営農計画書等 の受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認														
							ゲタ対策の数量払の交付														
						ゲタ対策の 面積払の交付															
						水田活用の直接支払交付金の交付															
			ナラシ対策の 積立て申出															交付 申請		ナラシ対策の 交付金の交付	
						積立金の納付															

(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出してください。
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積立て申出）を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期（予定）

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） | |
| ア 面積払 | : 生産年 8月 ~ 10月頃 |
| イ 数量払 | : 生産年 7月 ~ 3月頃 |
| ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） | : 生産年翌年5月 ~ 6月頃 |
| ③ 水田活用の直接支払交付金 | : 生産年 8月 ~ 3月頃 |

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。

(4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：令和3年産から、農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料（ゲタ対策）」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料（ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米）」に代えることが可能です。

注：新市場開拓に向けた水田リノベーション事業及び麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトの申請期間等は都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取組を支援します。

特例措置の内容

- 認定農業者・認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※¹できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※²し、青色申告により確定申告（初年は税務署に事前に届出）をする必要があります。

※¹ 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

※² 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

（積立てない交付金は、課税対象）

農業用固定資産の取得

農用地、農業用の建物・機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

注: 積み立てた翌年(度)から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。(H28年に積み立てた準備金は、R4年に5年を経過し、R4年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。)

準備金の対象となる交付金

以下の交付金の交付を受けた場合に準備金を積み立てることができます。

- 経営所得安定対策の交付金(畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金)
- 水田活用の直接支払交付金

※ 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業は、本制度の対象外です。



- 対象者の要件に「人・農地プランの中心経営体であること」が追加されます。法人の方は令和4年4月以降に開始する事業年度分の法人税、個人の方は令和5年分の所得税から適用となります。ご自身が中心経営体に位置付けられているか確認が必要な場合や、中心経営体に関することについては、市町村にお問い合わせください。

- 農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。

証明申請手続については、お気軽に地方農政局等にお問い合わせください。

II

収入保険・農業共済等の概要

1

収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



【加入できる方】

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績(簡易な方式を含む)が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

【対象収入】

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※ 一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(1) 補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。
- ※ 保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。

- 農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。(任意加入)

- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.23%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、保険料率が段階的に下がっていきます。
- ※ 積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。
- ※ 税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

① 基本のタイプ

保険方式(掛捨て)と積立方式(掛捨てではない)の組み合わせができます。

基本のタイプでは、

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、

保険方式の**保険料8.9万円**、

積立方式の**積立金22.5万円**、

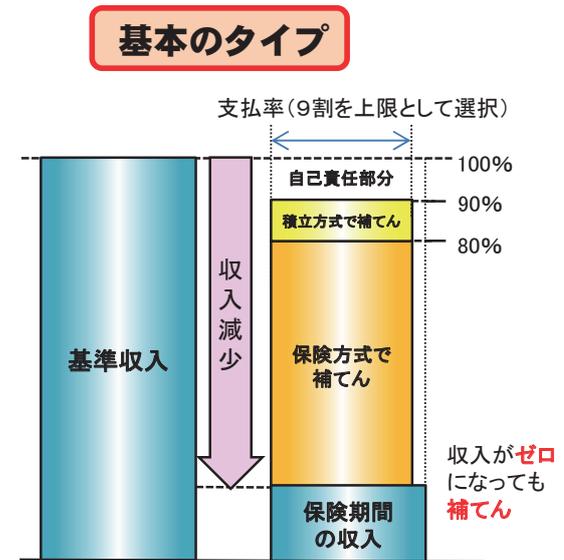
付加保険料**2.2万円**で、

最大810万円の補てんが受けられます。

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、

810万円(積立金90万円、保険金720万円)の補てんが受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

② 保険料の安いタイプもあります！

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ 補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、

例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、

保険料**4.9万円**(基本のタイプより約4割安い)、

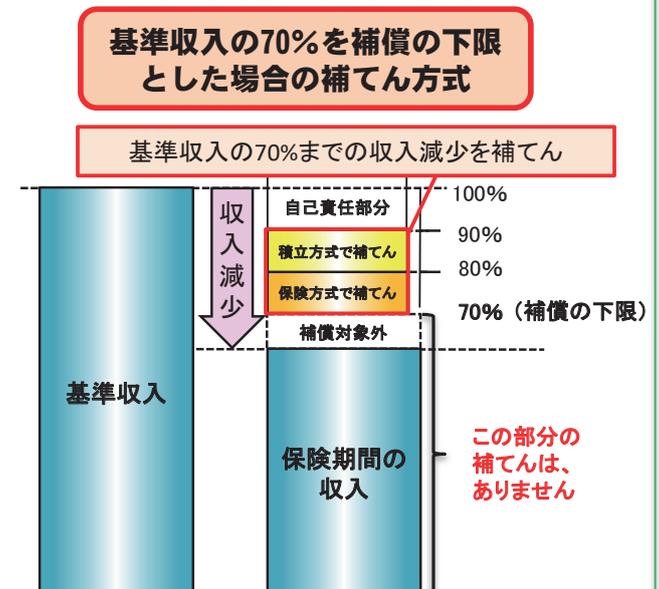
積立金**22.5万円**、

付加保険料**1.9万円**で、

保険期間の**収入が700万円**になったときは、

180万円(積立金90万円、保険金90万円)の補てんが受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません。**



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

(2) 無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**であっても、自然災害や価格低下等により、**補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

(3) インターネット申請と自動継続特約について

令和4年の収入保険から、共通申請サービスを通じてインターネット申請をした方や自動継続特約で契約を更新した方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

	インターネット申請 利用の場合		自動継続特約 利用の場合
新規加入者	4,500円割引	継続加入者	1,000円割引
継続加入者	2,200円割引		

※ 継続加入者の方がインターネット申請と自動継続特約の両方を利用した場合、3,200円引

(4) 野菜価格安定制度との同時利用について

現在、当分の間、初めて収入保険に加入される方は、最初の2年間に限り、収入保険と野菜価格安定制度(野菜価格安定対策事業)を同時利用することができるようにしています。

- ※ 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用される方には、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払っていただきます。
- ※ 収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除します。

<加入・支払等手続のスケジュール>

- ※ 保険期間が令和4年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。



収入保険について、補償内容、シミュレーション(試算)など詳しいことは、最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会(NOSAI全国連)のホームページでご覧になれます。



収入保険 NOSAI



経営所得安定対策等の対象作物について、自然災害リスクをカバーしたい方には、**農作物共済と畑作物共済**があります。(このほか、**果樹共済、家畜共済、園芸施設共済**があります。)

【対象品目】

農作物共済 水稻、陸稲、麦

畑作物共済 ばれいしょ、大豆、てん菜、そば (このほか、小豆、いんげん、さとうきび、茶(一番茶)、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭も対象に含みます。)

【補償対象となる事故】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害

【補償期間】

移植期(直播の場合は発芽期)から収穫期

補償内容

○ 以下のメニューから、農業者が選択できます(品目ごとに選択できるメニューが異なります)。

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割(そばは8割)を下回った場合	JA等の出荷資料や 税務申告の帳簿による収穫量 (又は生産金額)
災害収入 共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、 生産金額が9割を下回った場合	
地域インデ ックス方式	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、 市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合	農林水産統計の収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現 地調査による収穫量

○ 水稻、陸稲及び麦において、一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の損害があった場合でも共済金が受け取れます。

○ 危険段階別共済掛金率により、**共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。**

試算例 (10a当たり)	水稻 (全相殺方式)	麦 (災害収入共済方式)	大豆 (全相殺方式)
農業者が支払う共済掛金 (一筆半損特約を 付加した場合の掛金)	585円 (595円)	1,866円 (1,893円)	1,457円
収穫量が50%減少した 場合に支払われる共済金	3.8万円	2.7万円	2.0万円
収穫量が皆無になった 場合に支払われる共済金	8.6万円	6.2万円	4.4万円

※掛金の原則50%(ばれいしょ、大豆、てん菜、そばは55%)を国が補助します。
上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

○ 収穫後の自然災害等への備えとして！

令和元年度は台風・大雨による災害で、収穫後に倉庫に保管していた農産物が浸水し、大きな被害が生じました。こうした被災に備えて以下のような保険に加入することが重要です。

収入を補償・・・収入保険(詳細は37～39ページを参照)

財産を補償・・・農業共済組合の保管中農産物補償共済、民間保険会社の事業者向けの火災保険等



農業共済について、詳しいことは、

下記URLから、お近くの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【各地域の農業共済組合(NOSAI)連絡先一覧】

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html> (農林水産省ホームページ)

3 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

チェックをしてみましょう！

① チェックリストによる確認

○ チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？

○ チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

分類	番号	質問内容	YES	NO	(H2020年度) 記入欄
リスクの把握	1	自身の就業活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症）とその対策について考えたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14
	3	新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14
リスク全般に対する事前の備え	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14
	2	地方自治体等を通じて提供される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14
	3	研修用の災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの研修、研修の受講などを適切に受講していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14
	4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14
	5	乾燥施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また個人用設備の修理や補修等の防災備蓄をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14
	6	農具水灌漑等の保守点検、また個人用設備の修理や補修等の防災備蓄をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14
	7	トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農具など被害を防止するための避難場所を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14
	8	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※12 ※14

② 農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

作成日	2021年4月1日	2021年4月15日	2022年4月1日																								
1. 基本方針	緊急事態発生時には、以下の基本方針に即対応する。 人命を守る 取引先への米の出荷を行えるようにする（米の供給責任を果たす） 従業員の雇用を守る																										
2. 重要業務と目標復旧時間	以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間の復旧を目指す。 農場管理・収穫 48時間以内																										
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等)	<table border="1"> <tr> <td>影響なし</td> <td>影響が大きい</td> <td>自家発電機(本事務所保管)の利用</td> </tr> <tr> <td>運水ができない</td> <td>運水ができる</td> <td>農業用のため池、井戸水、貯水タンク、雨水の使用</td> </tr> <tr> <td>取引先へ連絡がとれない</td> <td>取引先へ連絡がとれる</td> <td>携帯電話や対応可能</td> </tr> <tr> <td>出荷ができない</td> <td>出荷ができる</td> <td>業者と事前に配送の代替ルートを確認</td> </tr> <tr> <td>農作物に被害が出る</td> <td>農作物に被害が出ない</td> <td>可搬なものに対して早期収穫を検討</td> </tr> </table>			影響なし	影響が大きい	自家発電機(本事務所保管)の利用	運水ができない	運水ができる	農業用のため池、井戸水、貯水タンク、雨水の使用	取引先へ連絡がとれない	取引先へ連絡がとれる	携帯電話や対応可能	出荷ができない	出荷ができる	業者と事前に配送の代替ルートを確認	農作物に被害が出る	農作物に被害が出ない	可搬なものに対して早期収穫を検討									
影響なし	影響が大きい	自家発電機(本事務所保管)の利用																									
運水ができない	運水ができる	農業用のため池、井戸水、貯水タンク、雨水の使用																									
取引先へ連絡がとれない	取引先へ連絡がとれる	携帯電話や対応可能																									
出荷ができない	出荷ができる	業者と事前に配送の代替ルートを確認																									
農作物に被害が出る	農作物に被害が出ない	可搬なものに対して早期収穫を検討																									
4. 事前対策の実施状況	<table border="1"> <tr> <td>非常用電源</td> <td>LINE</td> <td>連絡体制</td> <td>社長より全員に緊急連絡網</td> </tr> <tr> <td>避難場所</td> <td>〇〇小学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水の状態</td> <td colspan="2">地域の農業者とあらかじめ連絡体制について話し合いをおこなう</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業機械の点検</td> <td colspan="2">農業機械が使えなくなった場合レンタルで対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入保険の加入</td> <td colspan="2">確保、部門、農業については毎年1年分のストックがある状態にしておく</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">〇〇万円(1年分)、〇〇万円(1年分)</td> <td></td> </tr> </table>			非常用電源	LINE	連絡体制	社長より全員に緊急連絡網	避難場所	〇〇小学校			水の状態	地域の農業者とあらかじめ連絡体制について話し合いをおこなう			農業機械の点検	農業機械が使えなくなった場合レンタルで対応			収入保険の加入	確保、部門、農業については毎年1年分のストックがある状態にしておく			その他	〇〇万円(1年分)、〇〇万円(1年分)		
非常用電源	LINE	連絡体制	社長より全員に緊急連絡網																								
避難場所	〇〇小学校																										
水の状態	地域の農業者とあらかじめ連絡体制について話し合いをおこなう																										
農業機械の点検	農業機械が使えなくなった場合レンタルで対応																										
収入保険の加入	確保、部門、農業については毎年1年分のストックがある状態にしておく																										
その他	〇〇万円(1年分)、〇〇万円(1年分)																										

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がります。



チェックリスト、農業版BCPは、**農林水産省ホームページ**に掲載しています。

【農林水産省 事業継続計画BCP】
https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html (農林水産省ホームページ)

▶ 農業版BCP 農水省 🔍 検索

Ⅲ

需要に応じた生産・販売

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

(1) 米政策の基本的な考え方

- 平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。
- 農林水産省としては、
 - ① 事前契約・複数年契約による安定取引の推進
 - ② 麦・大豆や野菜・果樹、新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米などの、需要のある作物や主食用以外の米への転換に対する財政的な支援
 - ③ 都道府県の地域再生協議会等を集めた全国会議を通じた、需給見通し等のきめ細かな情報提供
 - ④ 主食用米を長期計画的に販売する取組等への支援
 などにより、産地・生産者が、消費者・実需者のニーズを的確につかみ、どのような水田農業を進めていくのかしっかりと判断できるような環境整備に努めてまいります。

(2) 全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和3年11月19日公表）

○ 令和4/5年の需給見通し（令和3年11月）では、令和4年産の主食用米等生産量は675万トンと設定しています。

令和3/4年及び令和4/5年の主食用米等の需給見通し

		(単位:万トン)		
令和3/4年	令和3年6月末民間在庫量	A	218	
	令和3年産主食用米等生産量	B	701	
	令和3/4年主食用米等供給量計	C=A+B	919	→ 904 <<15>>
	令和3/4年主食用米等需要量	D	702 ~ 706	
	令和4年6月末民間在庫量	E=C-D	213 ~ 217	→ 198~202 <<15>>
令和4/5年	令和4年6月末民間在庫量	E	213 ~ 217	→ 198~202 <<15>>
	令和4年産主食用米等生産量	F	675	
	令和4/5年主食用米等供給量計	G=E+F	888 ~ 892	→ 873~877 <<15>>
	令和4/5年主食用米等需要量	H	692	
	令和5年6月末民間在庫量	I=G-H	196 ~ 200	→ 181~185 <<15>>

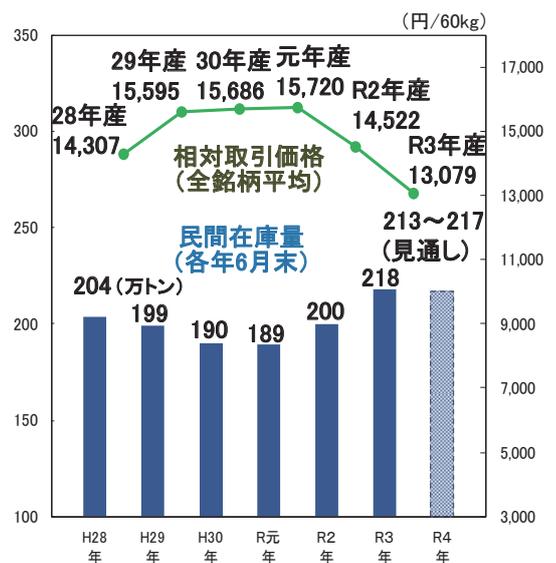
（注）令和2年産米の15万トンについて、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）に取り組む場合の見通し

注1：欄外の記載は、令和2年産米の15万トンについて、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）に取り組む場合の見通し。

注2：主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）の販売・提供動向等によって、今後、変動する可能性がある。

【参考】

相対取引価格と民間在庫量の推移



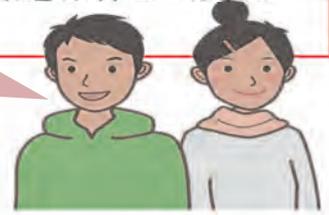
注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月（3年産は令和3年11月）までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている（令和2年産、3年産は速報値）。

(3) 事前契約の取組の推進

今こそ、事前契約が大切です!

- 主食用米の国内消費量の減少は、人口減少により今後も続きます。
- 単純に前年と同じ量を生産するだけでは、市場で「売れ残り」が発生します。
- こうした状況下で産地が取り組むべきことは、あらかじめ販路を確保して売れ残りを発生させないことです。

計画的な生産を行う
重要性が高まっているんだね



消費者が求めるニーズをつかみましょう!

- 主食用米の消費量が減少している一方、消費者ニーズの多様化が進んでいます。

家庭内消費から中食・外食での消費へ



消費者が精米購入時に重視するポイント (例)

- ▶ 美味しさで有名になっている産地や品種
- ▶ 減農薬などこだわりのある栽培方法
- ▶ お得感のある価格
- ▶ 食べ比べがしやすい少量包装

- 多様化するニーズの中で「売れ残り」を発生させないためには産地では、各流通段階の事業者の意向を適切にキャッチし、生産に反映することが大切です。

安定取引を可能とする有効な手法が事前契約です!

産地

生産する米を確実に販売し
生産者の経営安定を図りたい

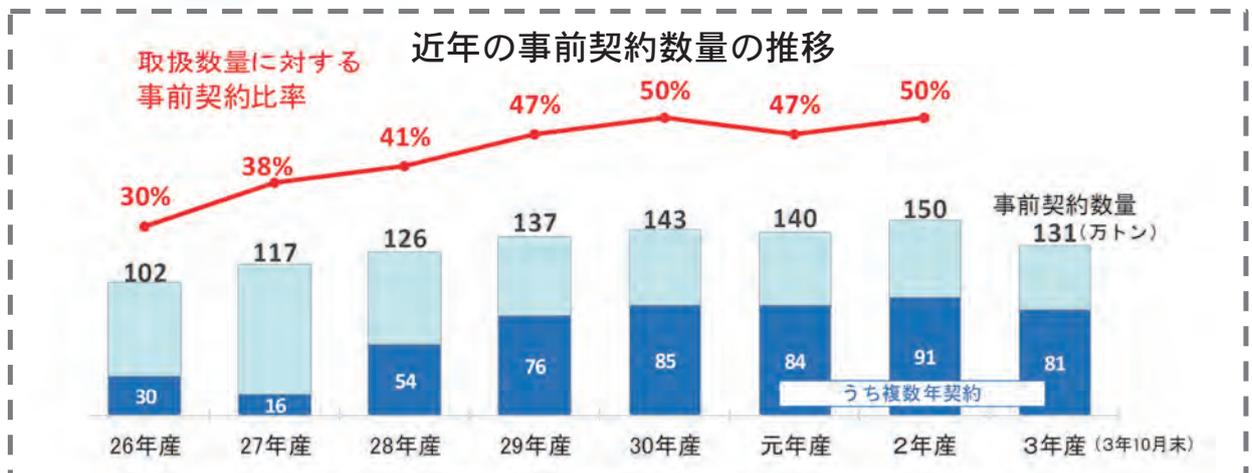


卸売業者・実需者

多様なニーズに対応できる米を安定的に
調達、消費者に提供・販売したい

全国の前契約取組状況

- 近年では事前契約の取組が全国的にも広がっており、各産地において安定取引に向けた取組が着々と進められています。



資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」(年間取引数量5,000t以上の集出荷業者)

(4) 需給・価格情報等に関する一層きめ細かな情報提供

- 各産地において、翌年産の主食用米等の作付けを的確に判断できるよう、需給・価格、販売進捗・在庫情報等を取りまとめた「米に関するマンスリーレポート」を毎月上旬に発行。

米に関するマンスリーレポート (令和3年11月号)



「米に関するマンスリーレポート」 目次

- 特集記事
 - 1 作柄概況
 - 2 米の契約・販売情報
 - 3 米の民間在庫情報
 - 4 米の価格情報
 - 5 消費の動向
 - 6 輸出入の動向
 - 7 主食用米以外の情報

○ 産地別民間在庫量の推移

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を、毎月調査・公表

	3年産米			
	7月	8月	9月	10月
出荷+販売段階	160.3	125.1	231.1	369.8
3年産米			135.2	284.3
1年産米(2年産)	153.7	119.5	91.9	82.4
出荷段階	135.1	103.6	204.6	320.4
3年産米			124.8	253.0
1年産米(2年産)	132.2	101.1	78.1	66.0
販売段階	25.2	21.5	26.5	49.5
3年産米			10.4	31.3
1年産米(2年産)	21.5	18.4	13.8	16.4

○ 相対取引価格・数量

全国118産地品種銘柄の相対取引価格・数量を、毎月調査・公表

産地	品種銘柄	3年産米 令和3年10月		前年同月		2年産米 (2年10月)		3年産米 出荷月~ 3年10月		2年産米 出荷月~ 2年10月		前年 対比
		価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	
北海道	ゆめぴりし	12,716	24,071	12,157	105%	84%	15,176	12,819	14,582	88%		
北海道	ゆめぴりか	16,783	6,880	15,049	112%	98%	17,479	16,221	16,345	98%		
北海道	きらら387	12,657	2,261	12,754	99%	84%	15,114	12,671	13,379	95%		
青森	まっしろ	11,586	3,301	13,012	89%	84%	13,753	12,105	12,657	95%		
青森	つがるロサン	11,128	1,539	10,925	102%	78%	14,205	11,100	13,379	83%		

※ 価格については、相対取引価格のほか、スポット取引価格、小売価格（POSデータ）を掲載

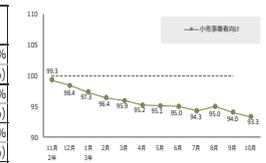
○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、「小売事業者」「中食・外食事業者等」別の精米の販売価格・数量を、毎月調査・公表

販売数量の動向（対前年比）

販売価格の動向（前年同月比）

	3年 7月	8月	9月	10月
小売事業者向け	99%	101%	100%	96%
(※令和元年との比較)	(102%)	(106%)	(101%)	(99%)
中食・外食事業者等向け	105%	100%	102%	100%
(※令和元年との比較)	(91%)	(85%)	(90%)	(91%)
販売数量計	102%	101%	101%	98%
(※令和元年との比較)	(97%)	(96%)	(96%)	(96%)



(5) 米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援

- 需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があることから、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立てを行った上で、自主的に長期計画的な販売や輸出など他用途への販売を行う場合に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しています。
- また、業務用米及び輸出用米への安定取引の拡大に向けて、産地と中食・外食事業者、輸出事業者とのマッチング等を推進しています。

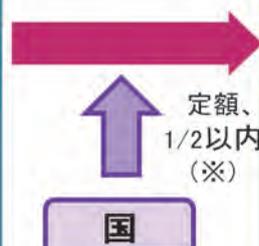
全国事業

産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組を支援(定額)
民間団体が行う業務用米及び輸出用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、
商談会を支援

→生産者と実需者の連携(マッチング)促進による安定供給の拡大



産地



産地自らの自主的な取組

- 主食用米の
- ① 周年安定供給のための長期計画的な販売
 - ② 輸出向けの販売促進等
 - ③ 業務用向け等の販売促進等
 - ④ 非主食用への販売
- (※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

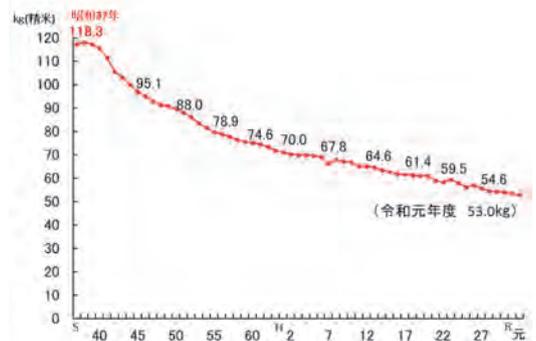
(6) コメ海外市場拡大戦略プロジェクトでコメ輸出拡大を目指します！

- 国内では、コメの消費減に加えて、2010年をピークに人口減少の局面に入っていることから、年間需要量は毎年8～10万トンずつ減少してきていますが、海外に目を転じれば、日本食レストラン数は増加傾向にあるなど、日本食のマーケットは世界で広がりつつあります。
- このような中、コメについても新たな海外需要開拓を図っていくことが喫緊の課題となっています。

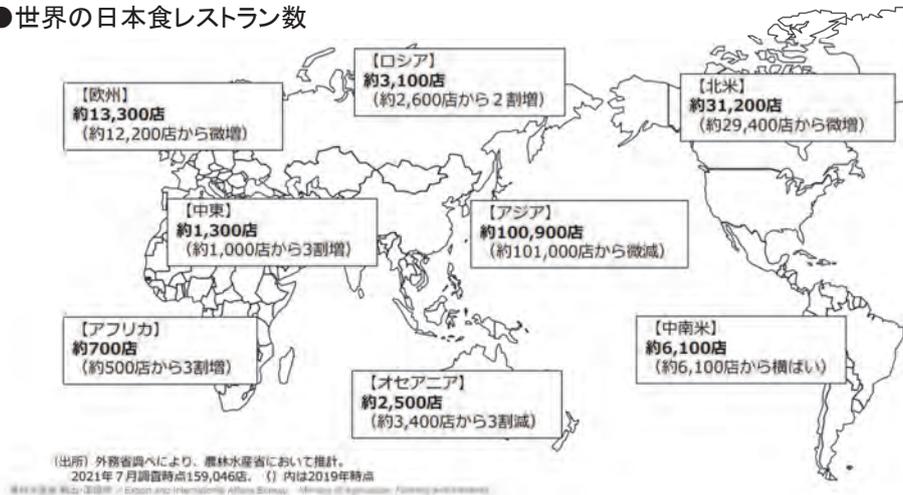
●日本の総人口推移と将来推計



●コメの一人当たり消費量

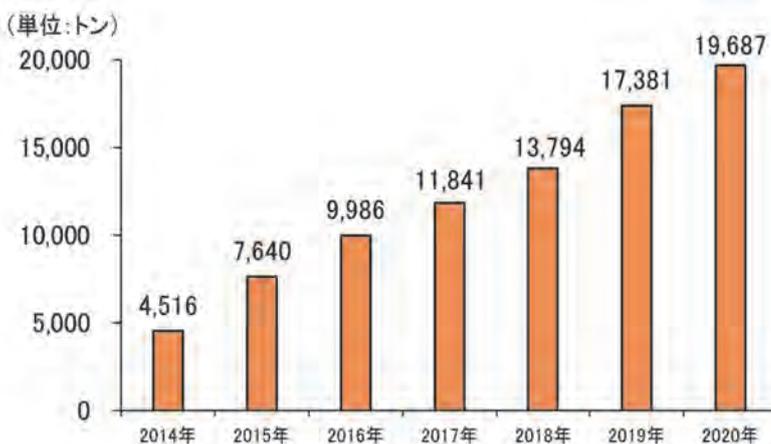


●世界の日本食レストラン数



- このような中、輸出事業者による需要開拓の結果、近年、コメの輸出は増加してきました。中には、千トン規模で日本産米を取り扱うチェーン店も出てきています。

●コメの輸出実績



●多量に日本産米を使用している外食チェーンの例



華御結
(香港)



元気寿司
(香港)

○ 農林水産省では、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、戦略的に輸出に取り組む関係者を「戦略的輸出事業者」「戦略的輸出基地(産地)」として特定し、連携して取り組む海外需要開拓のための具体的な取組を後押ししています。

●コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて



輸出事業者による取組事例1: ロシアの現地系スーパーマーケットでの試食販促

ロシアのスーパーマーケットが販売する寿司向けに日本産米を供給。惣菜スタッフに炊飯方法、握り方等も指導し、品質の維持も図ったほか、輸出事業者が行う試食プロモーションには産地が同行、海外の実需について輸出事業者と認識共有が図られたことにより生産意欲の向上にも寄与。

プロモーションの実施により、同スーパーにおける日本産米の使用量は増加。日本産米の輸出は、60トン(2018年)→135トン(2020年)に増加。



輸出事業者による取組事例2: 産地と連携した需要開拓

茨城県の生産者が輸出用米の作付→集荷→輸出まで自ら取り組むべく「茨城県産米輸出推進協議会」及び輸出商社の「百笑市場」を設立。多収品種の導入により販売価格の引き下げと農家収益の確保の両立を図っている。当初、協議会の参加人数は8人であったが、2020年には76人まで拡大。輸出用米の供給量は970トン(2020年)まで増加し、将来は3,000トン以上の需要に対応する見通し。

●輸出用米の生産数



アメリカでの生産者同行試食販売の様子

IV

申請手続の電子化

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス(通称:eMAFF)を構築しました。経営所得安定対策等の申請手続もeMAFFを活用します。

(1) 申請手続の電子化の概要

経営所得安定対策等の申請手続は紙媒体で行われていますが、電子化により、申請者の申請に係る負担や地域農業再生協議会のデータ入力等に係る負担軽減、集計データの活用等が可能となります。

期待される効果(以下の作業が省力化・削減されます)

農業者(申請者)



- 手書きによる書類作成
- 申請書類や添付書類提出のための外出

地域農業再生協議会



- 申請書の配布・回収・データ入力等
- 現地確認後のデータ再入力
- データの集計・報告

(2) 申請手続の電子化スケジュール

令和元年度から、一部の地域において、eMAFFを実際に用いた電子申請の実証とeMAFFの試行的運用を行ってきました。令和3年度からは本格運用に移り、順次対象地域を拡大しているところです。

対象地域となるためには、協議会は前年度の営農計画書データをeMAFFに移行する必要があります。また、審査を行う協議会担当者にIDを付与する必要がありますので、eMAFFの利用を希望する協議会は、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

(対象地域外の農業者も、希望する場合はeMAFFによる電子申請が可能となるよう、体制を整備します。)

令和3年以降、対象地域を 順次拡大(本格運用)

- 令和4年度中に、農業者が希望すれば電子申請できるよう整備。
- 順次、eMAFFに対応する地域農業再生協議会を拡大。

(令和5年度までにはすべての地域農業再生協議会で対応完了予定)

※共通申請サービスが開始されても紙での申請は可能です。

電子申請を希望する皆様へ

経営所得安定対策等の申請をご自宅のパソコンやスマートフォン等で行うためには、以下の手順に沿ってIDを登録いただく必要があります。電子申請を希望される場合は、最寄りの地域農業再生協議会にお問い合わせください。

①はじめに

最初に、gBizIDを登録します。以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、gBizIDを登録してください。

gBizIDホームページ
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



②つぎに

gBizIDを用いてeMAFFへアクセスします。必要事項を記入の上、eMAFFで利用する申請者用のIDを登録してください。

共通申請サービス
<https://e.maff.go.jp/>



③さいごに

eMAFFへのID登録を行った後、身分証明書を持参の上、最寄りの地域農業再生協議会にお越しください。本人確認が終了次第、eMAFFの利用が可能となります。



必要なものチェックリスト

- パソコンやスマートフォン、タブレット等インターネットに接続できる端末
- インターネット環境
- 身分証明書

こんな農業者におすすめ！

- 何枚も申請書を書くのが面倒。
- 申請書を提出しに外出するのが面倒。
- 申請データを営農ソフトに活用できないか。

電子申請で解決！

問い合わせ先一覧

協議会名	住 所	電話番号
水戸市農業再生協議会	水戸市中央1-4-1	029-232-9181
茨城町農業再生協議会	茨城町小堤1080	029-240-7118
城里町農業再生協議会	城里町石塚1428-25	029-288-3111
大洗町農業再生協議会	大洗町磯浜町6881-275	029-267-5173
ひたちなか市農業再生協議会	ひたちなか市大平1-20-1	029-229-1128
東海村地域農業再生協議会	ひたちなか市大平1-20-1	029-229-1128
那珂市農業再生協議会	ひたちなか市大平1-20-1	029-229-1128
笠間市農業再生協議会	笠間市中央3-2-1	0296-77-1101
常陸大宮市農業再生協議会	常陸大宮市田子内町3091-6	0295-52-6613
大子町農業再生協議会	大子町池田1267-1	0295-79-1210
常陸太田地域農業再生協議会	常陸太田市金井町3690	0294-80-7080
日立市農業再生協議会	日立市助川町1-1-1	0294-22-3111
高萩市農業再生協議会	高萩市本町1-100-1	0293-23-7035
北茨城市農業再生協議会	北茨城市磯原町磯原1630	0293-43-1111
鉾田市農業再生協議会	鉾田市鉾田1444-1	0291-36-7651
鹿嶋市地域農業再生協議会	鹿嶋市平井1187-1	0299-82-2911
神栖市農業再生協議会	神栖市溝口4991-5	0299-90-1008
行方市農業再生協議会	行方市山田2564-10	0291-35-2111
潮来市農業再生協議会	潮来市辻929	0299-80-1550
美浦村農業再生協議会	美浦村受領1515	029-885-0340
河内町農業再生協議会	河内町源清田1183	0297-84-6975
稲敷市地域農業再生協議会	稲敷市大塚1570番地1	029-892-2000
阿見町農業再生協議会	阿見町中央1-1-1	029-888-1111
龍ヶ崎市地域農業再生協議会	龍ヶ崎市8200	0297-62-2436
牛久市農業再生協議会	龍ヶ崎市8200	0297-62-2436
利根町地域農業再生協議会	利根町布川841-1	0297-68-2211
つくばみらい市農業再生協議会	つくばみらい市中平柳336-1	0297-58-5747
取手市農業再生協議会	つくばみらい市中平柳336-1	0297-58-5747
守谷市農業再生協議会	つくばみらい市中平柳336-1	0297-58-5747
土浦市農業再生協議会	土浦市大和町9-1	029-826-1111
かすみがうら市農業再生協議会	かすみがうら市大和田562	029-897-1111
つくば市農業再生協議会	つくば市筑穂1-10-4	029-828-5567
石岡市地域農業再生協議会	石岡市柿岡5680-1	0299-43-1111
小美玉市農業再生協議会	小美玉市堅倉835	0299-48-1111
結城市農業再生協議会	結城市大木1902-2	0296-20-9001
桜川市農業再生協議会	桜川市本木1887-1	0296-20-6622
筑西市農業再生協議会	筑西市丙360	0296-23-1800
下妻市農業再生協議会	下妻市鬼怒230	0296-44-0724
常総市農業再生協議会	常総市水海道諏訪町3222-3	0297-25-0120
八千代町農業再生協議会	八千代町若1477	0296-49-3505
境町農業再生協議会	境町391-1	0280-81-1310
古河市農業再生協議会	古河市仁連2065	0280-76-1511
五霞町農業再生協議会	五霞町小福田1162-1	0280-84-2582
坂東市農業再生協議会	坂東市馬立1027-3	0297-35-2121
(農林水産省)		
関東農政局茨城県拠点	水戸市北見町1-9	029-221-2186